誓　　約　　書

私は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第５１条の１３第１項第２号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

・　１８歳未満の者
・　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
・　拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役若しくは旧刑法第１３条に規定する禁錮に処せられ、又は道路交通法第１１９条の２の４第２項の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けられることがなくなった日から起算して２年を経過しない者
・　集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成１６年国家公安委員会規則第２３号）第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第１２条若しくは第１２条の６の規定による命令又は同法第１２条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの
・　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
・　精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
・　駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して２年を経過しない者

千葉県公安委員会　様

年　　月　　日

住　所
氏　名